

第4期

鹿児島市地域福祉計画（素案）

（概要版）

【用語の解説】

この概要版に記載してある主な用語の解説は17ページに記載してありますので、ご参照ください。

素案の主な内容をお示ししてあります。

（詳細は素案をご覧ください。）

鹿児島市

1 計画策定の背景と趣旨

- ・ 少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、家族や地域社会における人と人とのつながりの希薄化など、私たちを取り巻く環境は大きく変わりつつあり、地域における多様化・複雑化する課題への対応が難しくなっています。
- ・ 福祉や医療などの各分野に関する法令・制度の施行・改正が行われ、個別計画による施策の推進や支援体制の整備などが進む中、地域が担う役割への期待は、ますます高まっています。また、居住や都市機能を誘導する区域を設定し、生活サービスやコミュニティの持続的な確保、医療や福祉、商業等のサービスの効率的な提供を図る施策が進もうとしています。
- ・ このような中、市民一人ひとりが、その人らしく地域で幸せに生活を送ることができるよう、地域住民や事業者、各種団体、行政などが、「自助」・「共助」・「公助」の役割分担と連携により包括的な支援の体制を構築し、誰もが支え、支えられる共生型の地域社会を実現することが求められています。



- ・ 地域の様々な主体が連携して、互いに支えあい、助けあうしくみをさらに充実させ、地域における課題の把握と解決に取り組むための計画として策定します。

2 計画推進の経緯

- ・ 平成16年度から平成20年度までを期間する鹿児島市地域福祉計画を策定し、その後、平成19年度から平成23年度までの第2期計画、第五次鹿児島市総合計画を踏まえた平成24年度から平成28年度までの第3期計画を策定しました。
- ・ 校区社会福祉協議会など中心とする小地域ネットワークにおいて団体・組織が連携し、イベントの開催や高齢者の見守り活動、ふれあい会食、子育てサロンなどの実施による支援の取組が増えるなど、福祉活動の活性化が図られてきました。

3 現状と課題

- ・ 子育てや介護などの支援に関する福祉ニーズの高まり、様々な分野の課題が絡み合っただ複雑化する状況などがあることから、相談支援や福祉サービスの適切な提供・利用が進むためには、これまで以上に支えあい、助けあう地域づくりが求められています。
- ・ 担い手の人材確保が難しく、小地域ネットワークの活動が停滞している地域もあることから、福祉活動を推進する人材の掘り起しや育成を充実していく必要があります。

4 計画の位置づけ

- ・ 社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めた計画で、第五次鹿児島市総合計画に即して策定するものです。
- ・ 「高齢者保健福祉・介護保険事業計画」をはじめとする各分野の個別計画等と地域福祉の理念・目標を共有します。
- ・ 市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」と連携を図りながら、本計画で地域福祉を推進します。

5 計画の役割

- ・ 地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針です。
- ・ 住民や社会福祉事業者、関係団体、民間企業には、自主的で創造的な活動の広がりにつながるよう支援します。
- ・ 行政の施策と、家族や知人、近所、ボランティア等の力を一体化し、つなぎ合わせることで、互いにより生かされる地域福祉のしくみやつながりをさらに強いものにして、地域住民の課題全体が解決できるよう努めます。

6 計画の構成

「第1編 計画策定の趣旨」、「第2編 計画の基本構想・施策の展開」、「第3編 計画の推進体制」、「第4編 地区福祉計画」により構成しています。

7 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5か年計画とします。
また、状況の変化を踏まえる中で、必要に応じて見直しを行います。

第2編

計画の基本構想・施策の展開

第1章 計画の基本理念

1 地域福祉推進のすがた

住民をはじめとする地域社会に関わる人たちが、お互いに支えあうまちづくりを進めていく必要があります。そして、これに向かっての目標を「みんなでしあわせ みんながしあわせ 支えあうまち かごしま」とし、地域に住むみんなで幸せなまちづくりを行い、みんなが生き生きと暮らしていける地域社会の実現を目指します。

2 地域福祉推進の理念

- 地域住民の自立と福祉サービスの充実による地域の福祉力の向上
- 人と人がつながり温もりに満ちた地域社会づくり
- 地域で築く協働と連携のまちづくり

第2章 計画の基本目標・展開

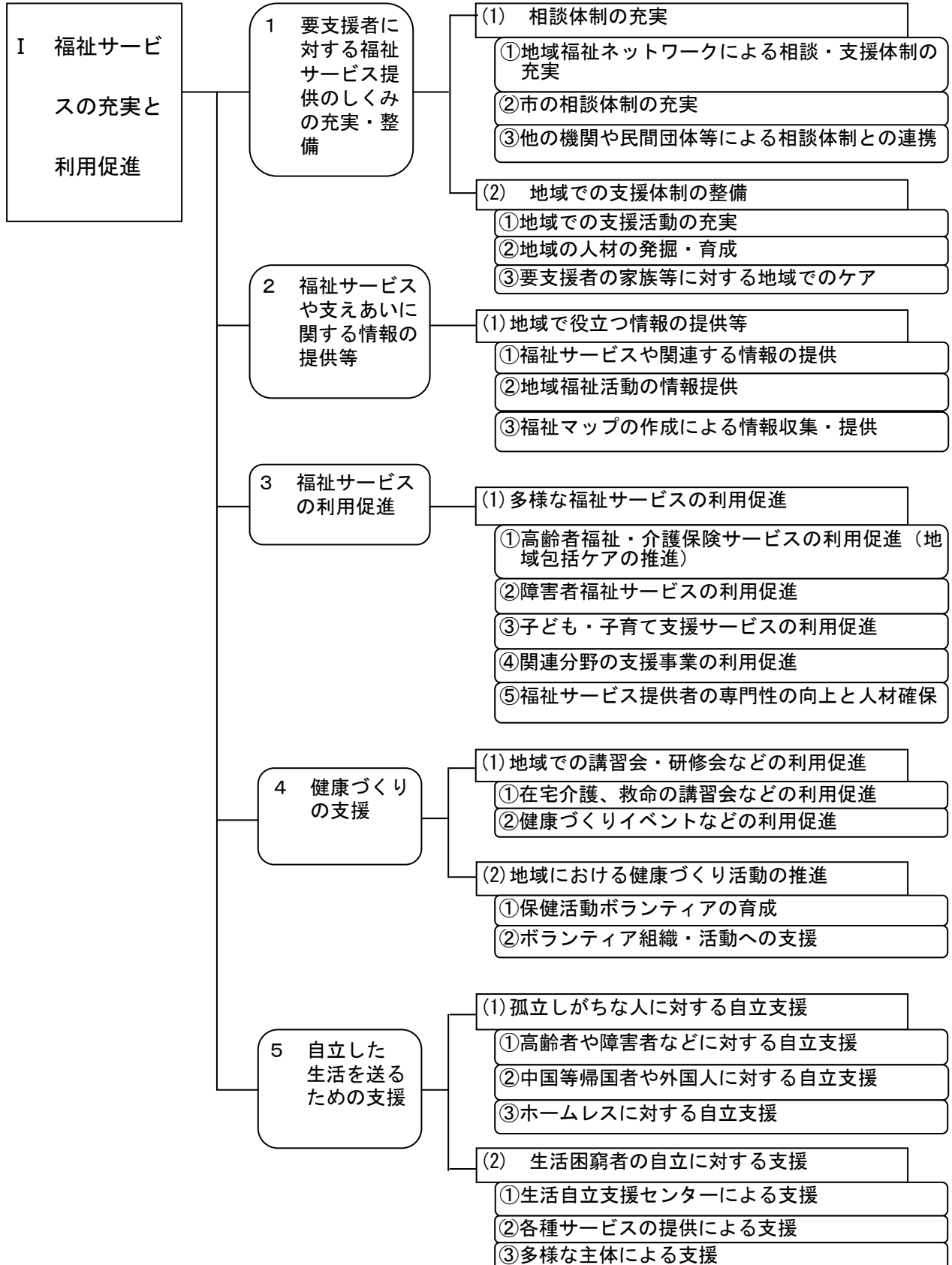
基本 理念

- 地域住民の自立と福祉サービスの充実による地域の福祉力の向上
- 人と人がつながり温もりに満ちた地域社会づくり
- 地域で築く協働と連携のまちづくり

《基本目標》

《取組の方向》

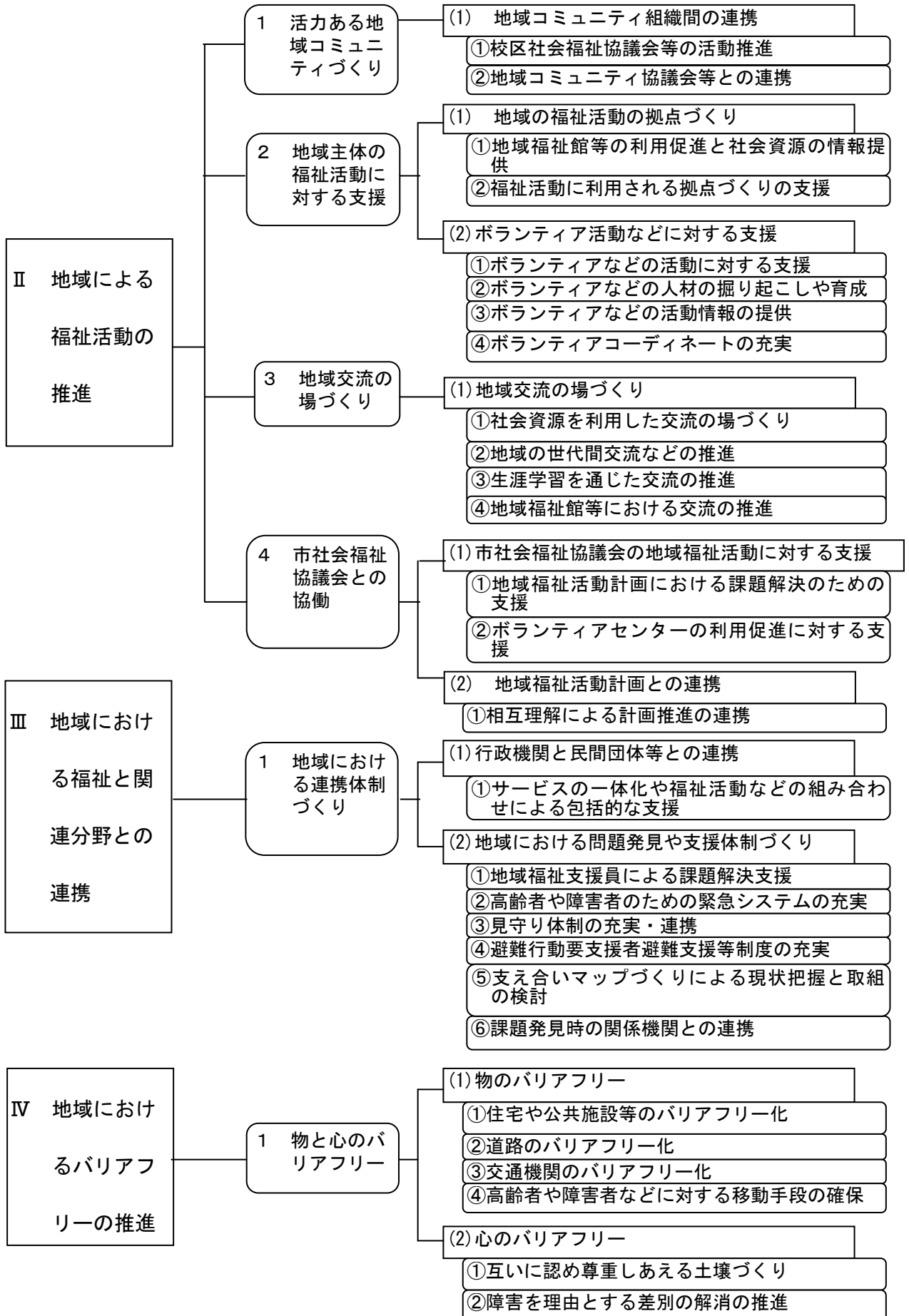
《施策の展開》



《基本目標》

《取組の方向》

《施策の展開》

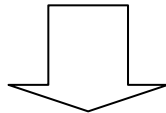


1 地域福祉の推進

- ・ 校区社会福祉協議会をはじめとする地域で活動する個人や組織が、相互に連携して活動の情報を提供し、それぞれの活動を活発化させるとともに、小地域ネットワークにおける住民主体の活動同士の連携や行政との協働を図ることによって、地域における日常的な支えあいや福祉サービスの提供などが行える推進体制を整えます。

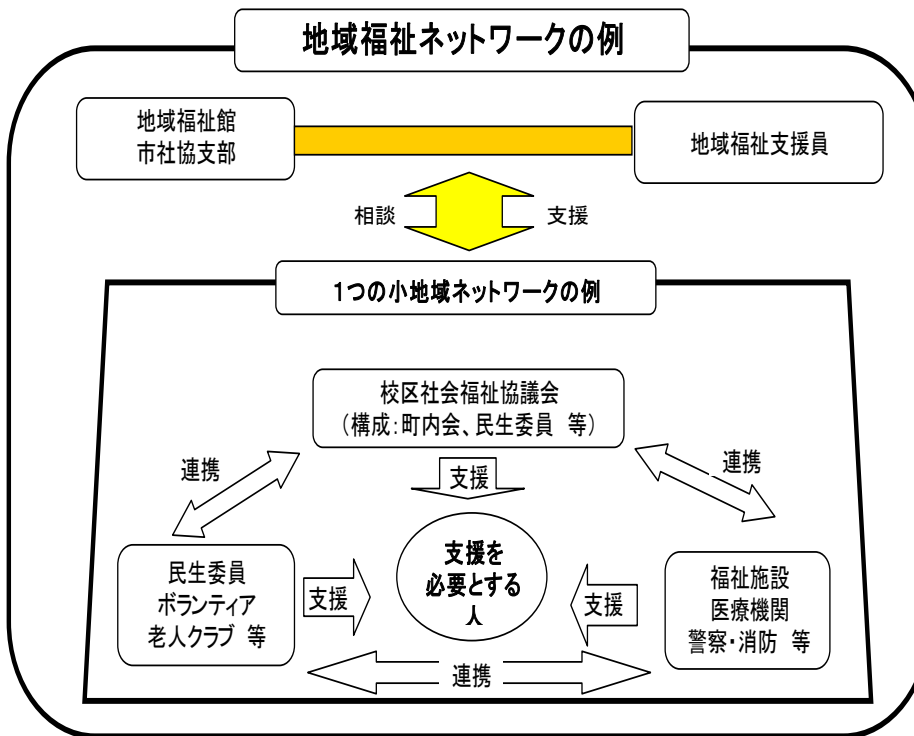
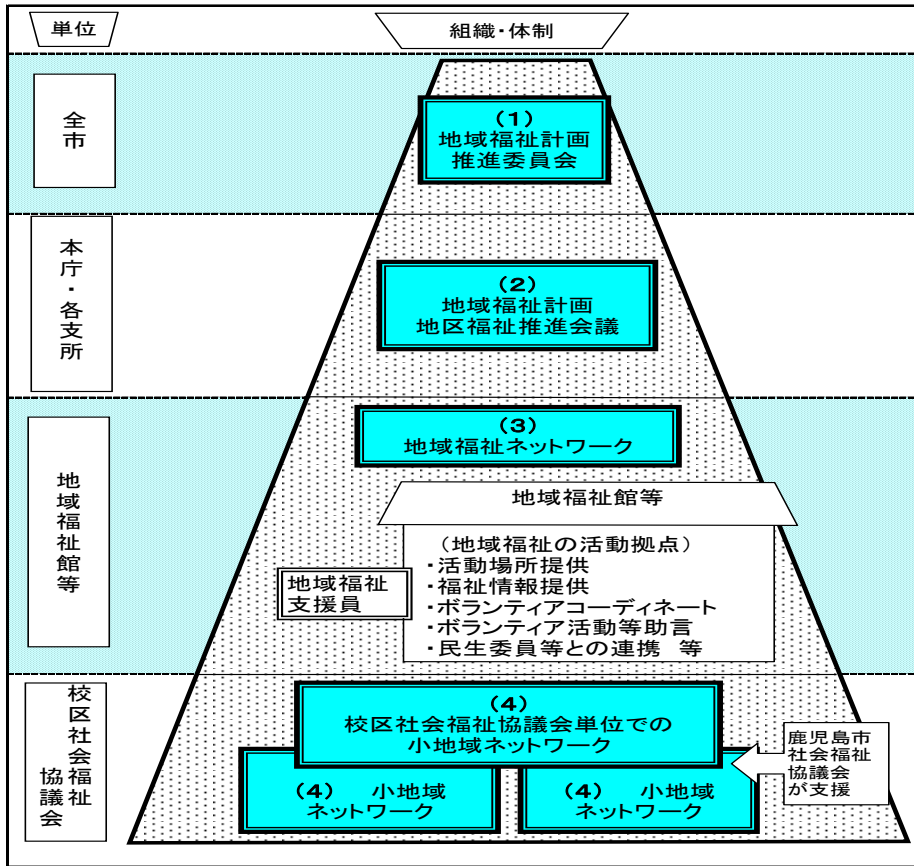
2 地域福祉計画の推進体制

- ・ 地域福祉計画の推進や進捗状況の把握を行うため、全市的な検討から地域における実践までの体制を整備します。



- (1) 地域福祉計画推進委員会
全市的な計画の推進に関して、方策の検討等を行います。
- (2) 地域福祉計画地区福祉推進会議
本庁・支所単位の地区における、地区での福祉の取組などの協議を行います。
- (3) 地域福祉ネットワーク
校区社会福祉協議会などが中心となる小地域ネットワークへの支援などを行います。
- (4) 小地域ネットワーク
校区社会福祉協議会などが中心となり、地域住民の日常生活圏での課題の把握や解決などを行います。

推進体制のイメージ図



本庁・支所単位の地区で生活し、また働いている人たちが地域福祉計画地区福祉推進会議の委員となり、各地区での住民の福祉活動への取組などを検討した計画として作成します。

地区福祉計画（素案）は、「1 地区の特色」「2 現状や課題、取組」「3 取組を推進する体制」で構成しています。

それぞれの「地区の取組」は各地区福祉計画の、「取組方針」と「具体的な取組」を記載しています。

○ 中央地区の取組

(1) ボランティアの掘り起こしや人材育成に努める

- ① イベントや生涯学習を通じた交流をきっかけとした人材の発掘・育成
- ② 市社協の出前講座を活用したボランティアの理解と活動促進
- ③ ボランティアセンター登録団体などの活用
- ④ 地域福祉館を活用したボランティアの募集
- ⑤ 高齢者いきいきポイント制度の活用によるボランティア活動の活性化
- ⑥ 町内会などへの加入促進による人材の発掘

(2) 支えあいの情報を適切に把握・共有して活用する

- ① 福祉マップ作成を通じた施設や人材などとの連携と情報の共有
- ② 支え合いマップ作成による現状把握と支援の取組の検討
- ③ 見守り活動などによる課題の早期発見と連携
- ④ 住民から地域福祉館への支えあいの情報の提供
- ⑤ 民生委員・児童委員による高齢者などの要配慮者の細やかな把握

(3) 子育てしやすい環境をつくる

- ① 子育て支援施設を活用した交流の促進
- ② 地域福祉館児童ルームの活用促進
- ③ 民生委員・児童委員による相談対応の充実
- ④ 子育てサロンや育児サークル活動の活性化
- ⑤ 地域福祉館や校区社協からのイベントなどの情報発信
- ⑥ 様々な活動への参加を促す機運づくり

(4) 心のバリアフリーを進めて障害者を支援する

- ① 見守り活動などによる障害者世帯との関係づくり
- ② 交流活動への障害者の参加促進
- ③ 障害者施設との交流を通じた連携・協力
- ④ 障害及び障害者への理解の促進と支援する人の確保
- ⑤ 地域の集会所などのバリアフリー化

(5) 高齢者を包括的に支援できる体制をつくる

- ① 支援を必要とする人の把握や日常的な見守り活動
- ② イベントへの高齢者の参加の促進
- ③ 介護講習会への参加と実践
- ④ 地域包括ケアシステムへの参加
- ⑤ 認知症への正しい理解と支援体制の充実

(6) 地域の安心安全を高める体制をつくり

- ① 見守り活動や防犯パトロールなどへの参加促進
- ② 子どもたちを事故や犯罪から守る人材の確保
- ③ 地区内の危険箇所の把握と情報の発信
- ④ 高齢者などの要配慮者のニーズの把握と支援の体制づくり
- ⑤ 災害時の要支援者等への避難支援等に向けた協力

○ 谷山地区の取組

(1) 地域住民のコミュニティ意識の醸成を図り、「支えあいの情報」の確保と活用を図る

- ① 地域が必要とする支援と地域福祉活動を支援する団体の取組や支援体制などの情報共有化
- ② 転入者や町内会未加入者に対する町内会活動の周知・情報提供
- ③ 地域福祉館を活用した「支えあいの情報」の提供・収集・発信
- ④ 住民同士のコミュニケーションを図るための「あいさつ運動」励行

(2) 地域福祉活動参加のきっかけをつくり、地域福祉活動の担い手の掘り起こしや育成に努める

- ① 活力ある若年層や知識・経験を有する高齢者を活用するための地域福祉活動参加のきっかけづくり
- ② イベントなどでの交流をきっかけとした地域福祉活動の担い手の確保
- ③ 地域福祉活動を支援する団体の地域福祉活動への活用
- ④ 地域福祉館を活用した地域福祉活動の担い手の募集

(3) 「子育て支援体制」の充実を図り、「地域で子どもを育てる」意識を醸成する

- ① 子育てサロンや育児サークル活動活性化のための地域による活動支援
- ② 「たにっこりん」など子育て支援施設を活用した子育て世代の交流促進
- ③ 学校行事やあいご会活動などへの地域住民の参加・協力による世代間交流の促進
- ④ 子どもを取り巻く地域環境の浄化や非行防止活動への参加・協力
- ⑤ 民生委員・児童委員や地域住民による児童虐待の予防・早期発見

(4) 地域住民が協力して、地域の安心・安全を高めるための活動に取り組む

- ① 「防災」・「防犯」の意識づくりのための知識習得の機会づくり
- ② 「心のバリアフリー」実現のための知識習得の機会づくり
- ③ 声かけ・見守り活動や防犯パトロールなどへの住民参加による地域防犯体制の充実
- ④ 地区内の災害時危険箇所の調査・把握と情報の発信
- ⑤ 災害時要支援者の避難支援などに向けた情報把握と協力体制づくり
- ⑥ 孤立しがちな高齢者のみ世帯や独居高齢者などの情報把握と声かけ活動などによる見守り
- ⑦ 民生委員・児童委員による見守り活動などによる課題の早期発見と連携

○ 伊敷地区の取組

(1) 世代間交流を図る

- ① 子育てサロンへの参加・協力
- ② あいご会活動への参加促進
- ③ 登下校の児童への見守り参加・協力
- ④ 保育所などと老人クラブなどの交流促進
- ⑤ 敬老会やグラウンドゴルフなどへの子どもたちの参加促進
- ⑥ 高齢者福祉センター伊敷・西部親子つどいの広場の利用促進

(2) 地域で要支援者の見守りなどを行う

- ① 高齢者・障害者などの把握調査や訪問活動
- ② 見守りに関するネットワークの推進
- ③ ともしびグループ活動の推進
- ④ 災害時の要支援者への支援体制の充実
- ⑤ 地域包括ケアシステムへの参加

(3) 地域コミュニティづくり活動の機会を増やす

- ① 校区運動会や文化祭などイベントへの参加促進
- ② 地区の美化活動への参加促進
- ③ あいさつ運動の促進
- ④ 町内会への加入促進や未加入者への情報提供
- ⑤ 地域福祉館のイベント参加促進
- ⑥ 地区全体での団体間交流促進

(4) 地域の課題・情報を共有する

- ① 地区内の危険箇所・災害時の要支援者の把握
- ② 防犯パトロールなどの参加促進
- ③ 社協だよりなど町内会回覧等による情報提供
- ④ 緊急連絡先カードなどの普及の促進
- ⑤ 地域の福祉マップの作成
- ⑥ 高齢者福祉センター伊敷・西部親子つどいの広場の情報提供

(5) 福祉活動の担い手を育てる

- ① 町内会活動などを行う人材の掘り起しや育成
- ② 認知症への正しい理解と支援体制の充実
- ③ 介護講習会への参加促進
- ④ ボランティア講座への参加促進

(6) 生きがい・健康づくり推進を支援する

- ① 老人クラブ及びお達者クラブへの参加促進
- ② 健康づくり教室などの参加促進
- ③ ふれあい会食への参加促進
- ④ 保健センターとの連携による健康増進
- ⑤ スポーツ大会や食生活改善などの教室への参加促進

○ 吉野地区の取組

(1) ひとり暮らしの高齢者等に対して支援する

- ① 老人クラブ及びお達者クラブなどへの参加の促進
- ② ふれあい会食及び健康づくり教室への参加の促進
- ③ 敬老会やグラウンドゴルフ大会等行事への参加の促進
- ④ 高齢者福祉センターの利用の促進
- ⑤ ともしびグループへの参加の促進
- ⑥ 介護講習会への参加の促進
- ⑦ 要支援者の把握と支援

(2) ひとり暮らしの障害者等に対して支援する

- ① スポーツ大会、レクリエーションへの参加の促進
- ② 障害者交流施設の利用の促進
- ③ 障害者への理解の促進
- ④ 要支援者の把握と支援

(3) 地域で声かけや見守りを行う

- ① ともしびグループ活動の推進
- ② あいさつ運動の推進
- ③ 地区の高齢者や障害者の把握調査と訪問活動
- ④ 見守りに関するネットワーク会議の開催
- ⑤ 支え合いマップの活用と情報の共有
- ⑥ 地域福祉館への支えあいの情報の提供
- ⑦ 地域包括ケアシステムへの参加

(4) 人材の掘り起こしと育成を図る

- ① 地域福祉館が実施するイベントへの参加の促進
- ② 地域福祉団体が実施するイベントへの参加の促進
- ③ 地区のボランティア活動への参加の促進
- ④ ボランティア活動などを行う人材の掘り起こし
- ⑤ 高齢者いきいきポイント制度などの活用によるボランティア活動の活性化

(5) 子どものボランティア精神を育む

- ① 老人クラブなどとの交流の促進
- ② 敬老会やグラウンドゴルフへの参加の促進
- ③ 伝統行事などへの参加の促進
- ④ 地区のボランティア活動への参加の促進
- ⑤ 高齢者や障害者のイベントにおけるボランティア活動への参加の促進

(6) 子育てを支援する

- ① 子育てサロンや育児サークルなどへの参加の促進
- ② 「なかよしの」など子育て支援施設を活用した子育てに関する交流の促進
- ③ 子育てについての相談対応
- ④ 母子・父子家庭の訪問
- ⑤ 七草祝いや立志式など子育てに関する行事の開催と周知
- ⑥ あいご会活動による子育て中の親への支援
- ⑦ にこにこ子育て応援隊への参加の呼びかけ

(7) 地域に向けて積極的に情報発信する

- ① 福祉館だよりの活用
- ② 校区社会福祉協議会広報紙の発行
- ③ 福祉館だより、校区社会福祉協議会広報紙などの町内会掲示板などへの掲示
- ④ 福祉館だより、校区社会福祉協議会広報紙などの吉野支所掲示板などへの掲示
- ⑤ 福祉マップなどによる地区の福祉施設や福祉有償運送事業所などの紹介

(8) 地域内交流と世代間交流を促進する

- ① 町内会の行事・イベントや活動内容などの情報提供
- ② 町内会の行事・イベントへの参加の促進
- ③ 校区の運動会や文化祭、夏祭りなどの開催及び交流の促進
- ④ 地区の商店街や企業などとの交流の促進及びイベントの開催
- ⑤ 子どもたちと高齢者・障害者との交流の促進及びイベントの開催

(9) 地域福祉団体や社会福祉施設などとの交流を促進する

- ① 地域福祉館等で活動しているグループなどとの交流の促進及びイベントの開催
- ② 地区の社会福祉施設の行事やボランティア活動などの情報提供及び参加の促進
- ③ 町内会、地域福祉団体及び社会福祉施設など団体間の交流の推進

(10) 地域の安心安全を高める

- ① 防犯パトロール隊への参加の促進
- ② 地区内の危険箇所の把握や調査、広報
- ③ 高齢者、障害者及び子どもたちを事故や犯罪から守る取組
- ④ 災害時の要支援者への避難支援

○ 桜島地区の取組

(1) 世代間の交流を図り、共に助けあう心を醸成する

- ① 町内会や地区民生委員・児童委員協議会などの団体間の連携や情報交換の推進
- ② 小・中学校などの子どもたちと高齢者が交流するためのイベントの開催や支援
- ③ 校区の運動会や文化祭、夏祭りなど地域住民相互の交流を促進するためのイベントの開催や支援
- ④ 地区内外の福祉施設などとの交流の促進

(2) 地域福祉活動に携わる人材を確保する

- ① ボランティア活動への参加や協力の促進
- ② お達者クラブやいきいきサロンなどを支援するボランティア人材の育成
- ③ 校区社会福祉協議会を中心にボランティア活動などを行う人材の発掘
- ④ 地域で活動しているグループなどと協働したボランティア活動、イベントなどの開催や支援

(3) 高齢者等へ声かけや見守りを行う

- ① ふれあい会食への参加の促進
- ② 敬老会やグラウンドゴルフ大会などの地域行事への参加の促進
- ③ 高齢者や障害者の把握調査、訪問活動の実施
- ④ お達者クラブや老人クラブの結成及び参加の促進
- ⑤ 移動困難な高齢者等の積極的な社会参加支援

(4) 健やかな子育て環境をつくり育児を支援する

- ① 子育てサロンや育児サークルなどの周知や参加の促進
- ② 民生委員・児童委員による相談対応の充実
- ③ 母子・父子家庭の把握及び声かけの実施
- ④ 地域住民の見守りによる児童虐待の予防及び早期発見

(5) 防災・防犯活動を推進する

- ① 防災・防犯に対するセーフコミュニティの推進
- ② 避難行動要支援者の避難体制の確立及び避難訓練の充実強化
- ③ 地区内の危険個所の調査及び把握
- ④ 防犯パトロール隊への参加や協力
- ⑤ 防犯パトロール隊、町内会、地区民生委員・児童委員協議会、学校、PTAなどの協力のもと、警察、行政と連携し、防犯活動や交通安全運動、見守りの促進

(6) 福祉情報を提供する

- ① 相談窓口の設置、民生委員・児童委員の活動の推進
- ② 校区社会福祉協議会広報紙の定期的な発行
- ③ 福祉情報を町内会の掲示板などへ掲示及び情報の提供

(7) 施設の有効活用を推進する

- ① 福祉マップの作成及び広報
- ② 市社会福祉協議会支部の活用
- ③ 高齢者福祉センターや地域公民館の活用促進

○ 吉田地区の取組

(1) 元気高齢者の活躍の機会を広げる

- ① 老人クラブ、お達者クラブなどへの参加・協力
- ② 校区社会福祉協議会への参加・協力
- ③ 町内会などの行事・イベントへの参加・協力
- ④ 各種講座など学習活動への参加促進
- ⑤ 高齢者いきいきポイント制度の活用によるボランティア活動への参加促進

(2) 行事を通じた世代間の交流を図る

- ① ふれあい活動の母体組織づくりの推進
- ② ふれあい会食の利用促進
- ③ 地域ふれあい交流助成事業などを活用した交流機会の拡大
- ④ いろいろな年代・世代間の交流の推進
- ⑤ 地域や各種団体と協働した行事やイベントなどの開催

(3) 地域コミュニティの意識づくりに努める

- ① あいさつ運動の推進
- ② 地域住民が親睦を深め、共に支えあう環境づくりの推進
- ③ イベントカレンダーの発行

(4) 町内会など各種団体への加入促進を図る

- ① 町内会などへの加入の声かけ運動の推進
- ② 町内会や各種団体の活動内容などの情報提供
- ③ 誰もが参加したい、魅力ある組織づくりの推進

(5) 地域の各種団体と交流を深める

- ① 地域コミュニティ協議会や町内会、老人クラブなど各種団体との交流及び情報交換の推進
- ② 町内会や地区民生委員・児童委員協議会、福祉施設、ボランティア団体、NPOなどとの連携体制の確立

(6) 地域の人材の確保とボランティア活動を支援する

- ① 地域活動を担う人材の掘り起こし
- ② 町内会などの地域活動に参加しやすい環境づくりの推進
- ③ 若い世代の定住化に向けた魅力ある地域づくりの促進
- ④ ボランティア活動の支援と吉田福祉センターの活用推進
- ⑤ 地域のボランティア活動への参加・協力

(7) 福祉情報の発信に努める

- ① 校区社協だよりの発行
- ② 各種団体の福祉活動情報の提供
- ③ 福祉マップの作成
- ④ 町内会などへの福祉情報の提供

(8) 見守り体制の充実や子育て支援を図る

- ① 避難行動要支援者の再確認・支援
- ② 自主防災組織の結成の促進
- ③ ともしびグループ活動の推進
- ④ 訪問給食の利用促進
- ⑤ 子どもたちを事故や犯罪から守る取組
- ⑥ 子育てサロンへの参加促進
- ⑦ 子どもが安心して遊べる環境の整備

○ 喜入地区の取組

(1) 子育てを支援する

- ① 校区社会福祉協議会の子育てサロンなどの活用
- ② 子育てに関する情報発信
- ③ 大人から率先したあいさつ運動の実施

(2) 子どもの安全性を高める

- ① スクールガードによる学校敷地内外の巡回の徹底
- ② 防犯パトロール隊による登下校時の安全の確保

(3) 高齢者や障害者に対する見守り活動を推進する

- ① ともしびグループなどによる見守り活動の充実
- ② 高齢者や障害者への理解を深め、必要とする支援の把握と実践
- ③ 各種イベントの情報の提供、招待、勧誘の実施
- ④ 身近なボランティア活動への参加促進

(4) 行事や研修会の有効活用

- ① 指導者の育成、世代間交流の促進
- ② 「六月灯」や「敬老会」など伝統行事の継承
- ③ 元気高齢者の活躍の場の提供

(5) 健康づくりや元気づくりを推進する

- ① 健康づくり講演会や介護研修会への参加の促進
- ② 認知症サポーター養成講座の開催
- ③ お達者クラブや老人クラブの活動の推進
- ④ 健康づくり推進員などの後継者の育成

(6) 福祉・防災マップの作成・見直しを行う

- ① 災害危険箇所、避難道路、避難場所、スクールゾーンや民生委員・児童委員、コミュニティ協議会会長、集落長、子ども110番の家、交番などを記載したマップの作成と、全住民への配布
- ② 避難訓練、救急救命講習の実施
- ③ 自主防災組織の整備・充実にあわせて、校区内の危険箇所のチェックの実施

(7) 町内会への加入を促進する

- ① 町内会活動内容の説明と周知
- ② 校区の行事等への招待などきっかけづくり
- ③ 加入の方法や活動のあり方の工夫

(8) 類似施設の活用

- ① 校区公民館、集落公民館などの類似施設を利用した活動の実施
- ② 集落公民館などの広場の整備

○ 松元地区の取組

(1) 町内会等、福祉活動を行う団体への加入を推進する

- ① 町内会等の広報紙を活用した転入者・未加入者の加入促進
- ② あいさつ・声かけ運動の促進
- ③ 地域に定着している運動会、夏祭りなどの行事への参加呼びかけ
- ④ 校区社協と町内会等の連携及び情報の共有
- ⑤ 市などの助成金事業を活用した組織活動の充実

(2) 福祉活動の周知を図る

- ① 校区社協だよりの定期的な発行と内容の充実
- ② 校区社会福祉協議会など、福祉活動を行う団体の活動情報の提供
- ③ 支え合いマップの作成を通じた課題の整理
- ④ 子育てサロン、育児サークルや高齢者サロンなどの活動の活性化
- ⑤ 福祉施設の広報紙による活動内容の情報提供

(3) 地域のリーダーになる人材の発掘・育成に努める

- ① 各種団体等の活動を通じた地域の新たな人材の発掘
- ② 各組織の複数年役員体制推進の取組
- ③ 地域活動に参加しやすい環境づくりの推進
- ④ 人材育成研修会の取組及び参加促進
- ⑤ 高齢者いきいきポイント制度の活用によるボランティア活動の促進

(4) 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進する

- ① 見守りネットワークの充実
- ② 見守りネットワークを通じた情報の共有
- ③ 課題の早期発見と解決に向けた関係組織との連携
- ④ 民生委員・児童委員による相談支援の充実
- ⑤ ボランティア組織の整備

(5) 防災防犯の活動を進め要支援者などを支援する

- ① 見守りネットワークなどを通じた要支援者の把握
- ② 避難行動要支援者を支援するための組織の充実
- ③ 地区の危険箇所の把握と情報発信
- ④ 子どもたちを事故や犯罪から守る人材の確保
- ⑤ 安心安全な地域づくりを推進するための組織の充実

(6) 公共交通機関の利用が難しい人を支援する

- ① 公共交通機関の利用困難者の把握
- ② 生活支援のニーズ把握と体制づくり
- ③ 地域包括ケアシステムへの参加
- ④ ボランティアセンターなどとの協働

○ 郡山地区の取組

(1) ふれあい・交流の機会の拡充に努める

- ① 単位自治会内、小学校区内、郡山地域内における世代間、地域間の交流活動の推進
- ② 農業体験などによる都市と農村の交流活動の推進
- ③ 地域の絆を深めるため、花植活動などのボランティア活動、地域伝統芸能などの次世代への継承活動の推進

(2) 公共施設などの利用推進を図る

- ① 地域の公共施設などの利用促進
- ② 郡山体育館を活用した新たなイベントの創出や地域住民などのふれあい交流活動の推進

(3) 地域福祉情報を提供する

- ① 校区社会福祉協議会、地域コミュニティ協議会などによる広報紙の発行
- ② インターネット活用による地域福祉情報の提供事例の検討

(4) 子育て支援活動を推進する

- ① 地域子育て支援センター「わくわくパンダ」や児童センターの積極的な活用
- ② 地区民生委員・児童委員協議会による子育て通信の発行
- ③ 子育てサロンにおける親への相談活動の充実
- ④ 自治会などにおける防犯・防災活動・事業の展開
- ⑤ 新生児誕生世帯への記念品の贈呈

(5) 地域活動への女性参画の推進を図る

- ① 自治会、PTA、民生委員・児童委員など各種団体における会長職等の女性役員就任の促進
- ② 女性団体連絡協議会活動の充実強化

(6) 自治会の情報発信と活動の充実を図る

- ① 地域住民の自治会活動への理解を深め、参加を促進するための積極的な情報発信の推進
- ② 自治会における福祉関連の活動の充実と展開
- ③ 自治会における交通安全、防災・防犯活動の推進
- ④ 地域コミュニティ協議会との連携と活動の充実

(7) 要支援者等の状況把握及び情報の共有と連携に努める

- ① 災害時要支援者等の状況把握と情報管理
- ② 行政と地域における要支援者等の情報の共有と効果的な連携

(8) 高齢者等の健康増進と見守り、ふれあい活動の推進及び支援を図る

- ① 敬老者への記念品の贈呈
- ② 一人暮らし高齢者給食会の実施
- ③ 自治会とタイアップした「見守りマップ」の作成
- ④ 介護予防のための「ふれあい活動」や「健康づくり事業」の推進
- ⑤ 健康づくり、介護相談の充実と家族への支援
- ⑥ 福祉推進員、見守り活動者の研修及び意見交換

用語解説

- コミュニティ** ・ ・ ・ ・ 地域社会、共同体のこと。
- 自助** ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 個人や家庭による自助努力で生活を営む個人の活動。
- 共助** ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 地域社会における個人（隣近所や友人、知人）や地域組織（NPOやボランティア団体、住民活動）と、お互いに助け合い、協力し合う活動。
- 公助** ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 公的な制度として、行政や公的機関が支援すること。
- 校区社会福祉協議会** ・ ・ 地域福祉活動の推進組織として、自分達の住む地域にあった福祉事業を行い、住みやすい地域づくりを目指して活動している団体。
- 子育てサロン** ・ ・ ・ ・ ・ 校区社会福祉協議会を主体として、地域の民生委員・児童委員やボランティアなどが中心となって、子育てを地域ぐるみで支えあう集まり。0歳児から3歳児くらいまでの子どもを持つお母さん達が、月1回程度、地域の福祉館や公民館などで仲間づくりや情報交換、季節の行事などを通してお互いの交流を深めている。
- ニーズ** ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 需要、要望。
- 福祉マップ** ・ ・ ・ ・ ・ その地域の施設、人材などの福祉情報を地図上に表したもの。
- 支え合いマップ** ・ ・ ・ ・ 地域の福祉課題の把握・解決や見守り活動の充実を図るため、要支援者などの情報を地図上に表したもの。
- ホームレス** ・ ・ ・ ・ ・ 特定の住居を持たず道路や公園、河川敷、地下街、駅舎などで野宿生活を送っている人たち。
- 社会資源** ・ ・ ・ ・ ・ 利用者の生活ニーズを解決していくための物的・人的資源の総称。社会福祉施設、医療施設、ボランティア、企業、行政、地域の団体等。
- ボランティアセンター** ・ 地域住民のボランティアに対する関心を高め、誰もが、いつでも、気軽にボランティア活動に参加できるような地域をつくるための推進主体として、またボランティア活動の推進・支援拠点として設置され、活動・学習の機会の提供、活動する市民への支援などを行うところ。
- バリアフリー** ・ ・ ・ ・ ・ 障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。